

○共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」共同研究課題審査部会細則

平成 28 年 2 月 17 日制定

改正 平成 30. 3. 14 , 令和 5. 2. 13

広島大学原爆放射線医科学研究所長承認

長崎大学原爆後障害医療研究所長承認

福島県立医科大学ふくしま国際医療科学センター長承認

共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」共同研究課題審査部会細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」運営内規(平成 28 年 2 月 17 日制定)第 8 条第 2 項の規定に基づき、共同利用・共同研究拠点「放射線災害・医科学研究拠点」共同研究課題審査部会(以下「部会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 部会は、次に掲げる部会員で組織する。

(1) 各研究所・センターから推薦のあった教授又は准教授(それに準ずる教員を含む。)

2 人

(2) 共同研究拠点を構成する大学の職員以外の学識経験者 7 人以上

(3) その他拠点本部長が必要と認めた者若干人

2 前項第 2 号の部会員の数は、部会員総数の 2 分の 1 を超えるものとする。

3 部会員は、拠点本部長が委嘱する。

4 部会員の任期は、2 年とし、4 月 1 日に委嘱することを常例とする。ただし、4 月 2 日以降に委嘱された場合の任期は、その委嘱の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

5 部会員の再任は、妨げない。

(審議事項)

第 3 条 部会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 共同研究(共同利用を含む。以下この条において同じ。)課題の募集に関する事項

(2) 共同研究課題の選考に関する事項

(3) その他共同研究の推進に関する事項

(会議)

第 4 条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、第 2 条第 1 項第 2 号の部会員のうちから部会員の互選により選出する。

3 副部会長は、第 2 条第 1 項第 1 号の部会員のうちから部会長が指名する。

4 拠点本部長は、部会を招集する。

5 部会長は、部会の議長となる。

6 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。

7 部会は、部会員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

8 部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(意見聴取)

第5条 部会は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務)

第6条 部会の事務は、広島大学霞地区運営支援部において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年3月14日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年2月13日から施行する。